

令和4年度東京都立両国高等学校附属中学校 特例による検査 生徒募集要項

| | | 一般枠募集 |
|-------|---|---|
| 日程 | 出願受付 | 令和4年2月18日(金) 午前9時から午後3時まで 本校への持参により受付 |
| | 検査 | 令和4年2月25日(金) 集合時間及び検査時間は、受検票の交付時に通知 |
| | 発表 | 令和4年2月28日(月) 午後2時 本校のホームページに掲載及び校内に掲示 |
| | 入学手続 | 令和4年2月28日(月) 午後2時から午後5時まで 令和4年3月1日(火) 午前9時から正午まで |
| 募集人員 | <p>特例による検査の募集人員は、令和3年10月14日発表の「令和4年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について」に加えて定める。</p> <p>一般枠募集において特例による検査の措置申請を行う者が生じた場合、以下の算定方法を用いて算出する。</p> <p>【算定方法】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>特例による検査の措置申請者数÷一般枠募集における実質倍率(※)＝①</p> <p>ア ①の値が1に満たないとき 募集人員を1名とする。</p> <p>イ ①の値が1以上のとき 募集人員を①の値の人数とする。 (小数点以下を四捨五入する。)</p> </div> <p>※ 実質倍率とは受検人員を合格人員(繰上げ合格者を含まない。)で除した上で、小数点以下第3位を四捨五入して算出した数値のことをいう。</p> | |
| 応募資格 | <p>本校募集要項(一般枠募集)を準用する。</p> <p>なお、特例による検査においては、本校の一般枠募集に出願し、新型コロナウイルス感染症等に罹患したこと等により、受検することができなかった者等のうち、特例による検査の措置を申請し、本校校長から承認を得た者とする。</p> <p>特別枠募集及び海外帰国・在京外国人生徒枠募集のどちらかの合格者となった者は、特例による検査を受検することはできない。</p> | |
| 出願書類 | <p>(1) 入学願書(様式特2)(本校で配布したものを使用すること。)</p> <p>(2) 医療機関の証明書、小学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類又は発熱があったことについて小学校長が証明する書類(様式任意)</p> <p>(3) 報告書(様式3)(<u>一般枠募集の出願時に提出しているため、再度提出する必要はない。</u>)</p> <p>(4) 応募資格審査関係書類(<u>一般枠募集の出願時に提出しているため、再度提出する必要はない。</u>)</p> <p>(5) 本校校長が定めた書類等</p> | |
| 検査の方法 | <p>個人面接を実施し、以下の点についてみるものとする。</p> <p>① 本校での教育活動を理解している。</p> <p>② 小学校等での活動を通じて課題を発見したり解決したりする力を身に付けている。</p> <p>③ 集団において、適応したり協調したりする力及び対話をする力を身に付けている。</p> <p>④ 将来の進路に対する目的意識や6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲がある。</p> | |

| <p>総合成績の算出方法</p> | <p>(1) 報告書の取扱い、報告書の満点については、本校募集要項（一般枠募集）を準用する。</p> <p>(2) 総合成績の算出方法 特例による検査募集の入学者の決定には、報告書、面接の結果を点数化したものを換算後、総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。 それぞれの項目の満点は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 479 1386 631"> <thead> <tr> <th>報告書の満点 (換算後)</th> <th>面接の満点 (換算後)</th> <th>総合成績 (得点合計の満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200点</td> <td>100点</td> <td>300点</td> </tr> </tbody> </table> <p>総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 719 1391 904"> <thead> <tr> <th>報告書点</th> <th>面接点</th> <th>総合成績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>720点 ↓ (換算後) 200点</td> <td>120点 ↓ (換算後) 100点</td> <td>300点 (総合成績)</td> </tr> </tbody> </table> | 報告書の満点 (換算後) | 面接の満点 (換算後) | 総合成績 (得点合計の満点) | 200点 | 100点 | 300点 | 報告書点 | 面接点 | 総合成績 | 720点 ↓ (換算後) 200点 | 120点 ↓ (換算後) 100点 | 300点 (総合成績) |
|-------------------------|---|-------------------|----------------|-------------------|------|------|------|------|-----|------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 報告書の満点 (換算後) | 面接の満点 (換算後) | 総合成績 (得点合計の満点) | | | | | | | | | | | |
| 200点 | 100点 | 300点 | | | | | | | | | | | |
| 報告書点 | 面接点 | 総合成績 | | | | | | | | | | | |
| 720点 ↓ (換算後) 200点 | 120点 ↓ (換算後) 100点 | 300点 (総合成績) | | | | | | | | | | | |
| <p>合格候補者の決定</p> | <p>本校校長は、(1) 及び (2) により合格候補者を適切に決定する。</p> <p>(1) 本校校長は、特例による検査の募集人員を上限に合格候補者数を決定する。</p> <p>(2) 特例による検査を受検した者のうち、報告書点が本校の一般枠募集合格者の報告書点の最低点以上で、本校校長が定めた基準に達していると認められた者の中から、(1) で定めた合格候補者数に相当する人員を、本校の合格候補者とする。</p> <p>なお、繰上げ合格候補者の決定は行わない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>入学手続</p> | <p>合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。入学手続期間内に入学意思確認書を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により入学手続期間内に入学意思確認書の提出ができない場合には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。</p> <p>なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。これによらない場合については、本校校長は東京都教育庁都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と事前に協議の上、決定する。</p> <p>本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>本人得点の開示</p> | <p>本校募集要項（一般枠募集）を準用する。 ただし、検査得点表の交付は令和4年3月25日（金）以降とする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>特別措置</p> | <p>本校募集要項（一般枠募集）を準用する。 <u>ただし、一般枠募集の出願時に提出している場合は、再度申請する必要はない。</u></p> | | | | | | | | | | | | |